

自治会目的

自治会会員の親睦と協力により、
明るく住みよい町づくりに
努力することを目的とする。



上志津二区自治会報

みんなの自治会、
みんなで力を合わせてがんばろう！



発行 / 上志津二区自治会
(広 報 部)
責任者 / 会 長 苺 宿 務
所在地 / 佐倉市上志津1822
電話 043-462-3166
志津地域防災集会所

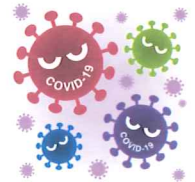
<http://www.catv296.ne.jp/jitikai/>

上志津二区自治会 検索

新型コロナウイルス感染症について

【緊急事態措置区域でお願いする対策の考え方】

- 緊急事態措置区域では、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策を徹底します。
- 具体的には、飲食を伴うものを中心として対策を講じます。そのため、飲食につながる人の流れを制限する、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの徹底などをお願いします。
- 緊急事態措置区域から除外された地域の対策の緩和は段階的に行います。



【緊急事態措置区域では、以下の取組をお願いしています】

(1) 外出・移動

- 飲食による感染リスクが高い場面を回避する各種の対策を行います。これらの対策の実効性を高めるため、住民の皆様には、日中も含めた不要不急の外出や移動について、感染拡大予防のため、自粛を要請します。
- 出勤や通院、散歩など、生活や健康の維持に必要な外出・移動は除かれます。

(2) 催物（イベント等）などの開催

- 不特定多数が集まるようなイベントは、人と人との接触機会が多いこと、飲食につながる場合が多いことなどから、特別な対応が必要です。開催者の皆様には、規模などの要件に沿った開催を要請します。
- 人数の上限や、収容率、飲食の制限等が要件となります。

(3) 施設の使用

- 専門家による分析の結果、飲食はマスクを外したりして感染リスクが高く、感染拡大の主な起点であるとされています。感染経路が不明のものでも、その多くは飲食経路であるとの専門家の見解もあります。
- 飲食店などへ、営業時間の短縮（営業は20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）及び業種別ガイドラインの遵守を要請します。
- 政府は、対象都府県が時短要請を行う場合に支払う「協力金」について支援します（月30日換算180万円）。
- また、遊技場や大規模な店舗などに対しても、飲食店と同様の働きかけ（営業は20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）及び業種別ガイドラインの遵守を要請します。また、遊技場や劇場、映画館などに対しても、人数の上限や収容率の要件を守るように働きかけを行います。

(4) テレワーク

- 職場への出勤自体は、自粛要請の対象ではありませんが、対策の実効性を高めるための環境づくりとして、人と人の接触機会を減らすことは大変重要です。
- そのため、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを、政府や対象都府県として、事業者の皆さんにより一層の徹底をお願いします。
- また、20時以降の外出自粛のため、事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制をお願いします。

「地域のみなさんで協力して、感染拡大防止に努めましょう」

「新しい生活様式」

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □ 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下） □ 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

観覧、スポーツ観

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 防トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお箸口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

もし感染したと感じたら

千葉県発熱相談コールセンター(03-6747-8414)や佐倉市役所健康増進課(043-485-6711)などご相談の上、医療機関を受診して下さい。

自治会活動紹介

上志津二区自治会で長年に渡り地域活動をされている役員さんの活動をご紹介します。

●田口さん

民生委員として地域の高齢者の把握のため自治会に参加した田口さん。自治会防犯活動の一環で佐倉市違反広告物除去ボランティアを実施し、当時は多かった違反広告物を除去することができました。

地域の実情を色々を知ることが出来、自治会員相互の親睦も図りながら地域に貢献できるのが自治会活動の良いところのこと。最後に田口さんからのメッセージです。

コロナウイルス感染防止のため班長会も中止せざるをえなく今後も不自由な状況は継続されると思いますが、3密を避けつつ共に乗り越えて皆様とお会いしたいと思います。



●柳さん

ブロック長をきっかけに自治会活動に加わった柳さん。体力的にキツイところもありますがチームワークもとても良く楽しく活動しています。

自治会活動の魅力は、地域の人たちと世代を超えて交流できること。

志津まつりやもちつきなど、地域を超え大勢の人たちに喜んでもらえることもやりがいがあります。

これからは40代50代の若い世代の方にも自治会活動に関心を持ってもらい一緒に活動していけたら嬉しいですよと語る柳さんからメッセージです。

コロナ禍の中、感染しないさせないを日々考え不安な毎日ですね。人と人のつながりが大切な自治会活動、感染終息を願うばかりです。



●会員の皆様へ

お二人とも、地域を愛して活動されています。地域活動に興味・関心を持たれている方は一緒に地域を盛り上げませんか。

親和会

にお入りになりみなさんと楽しい時間を過ごしませんか

毎月 第3日曜日 14:00~17:00
会費：月200円 6ヶ月1,200円
場所：上志津二区自治会館

健康麻雀部

自治会館にて
会費3ヶ月 1,000円

第1日曜日 10:00~17:00
第2日曜日 10:00~12:00
第3日曜日 13:00~17:00
第4日曜日 10:00~12:00



グランドゴルフ部

第1・第3 火曜日
西志津多目的広場
14:00~16:00
会費3ヶ月 900円



吹き矢クラブ

第1・第3 火曜日
自治会館にて
10:00~12:00
会費3ヶ月 1,000円



連絡先：菊地千栄子 ☎090-9966-2279

2020年度 募金お礼

歳末助け合い募金	93,000円
赤い羽根共同募金	108,950円
一円募金	15,065円
赤十字募金	170,100円
社会福祉協議会募金	190,000円

ご協力ありがとうございました。

2021年度活動計画(案)

4月	●上志津小学校入学式 ●志津中学校入学式 ●上志津二区自治会総会	10月	●敬老のつどい ●まちづくり協議会合同防災訓練
5月	●消防後援会総会 ●まちづくり協議会総会 ●上志津二区自治会消防訓練 ●ゴミゼロ運動	11月	●ふれあい福祉まつり
	6月	●志津まつり準備開始	12月
7月		●会報発行 ●志津まつり準備	1月
8月	●第20回志津まつり	2月	●会報発行 ●まちづくり協議会フォーラム ●地域公共交通協議会
9月	●志津中学校体育祭		3月

定例活動

- 定例役員会…毎月第1土曜日実施
- 防犯パトロール…毎月第1・第3金曜日実施※奇数月は北部地区、偶数月は南部地区(青色防犯パトロールも併せて実施)
- 児童下校時の安全誘導…毎週水曜日実施